資料４－１０

独立行政法人森林総合研究所の整理合理化計画案の考え方

森林総合研究所の業務

事務･業務の内容	事務･業務の特徴
1　研究の推進 ①地球温暖化防止対策に向けた研究 ②森林と木材による安全･安心･快適な生活環境の創出に向けた研究 ③社会情勢変化に対応した新たな林業･木材利用に関する研究 ④新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明 ⑤森林生態系の構造と機能の解明 ⑥林木の新品種の開発 ⑦林木遺伝資源の収集･保存 2　標本の生産及び配布 3　種苗の生産及び配布	○研究所の事務･事業は、地球温暖化防止対策、林業･山村の振興、循環型社会の形成、森林の多面的機能の維持･向上等を推進していく上で必要な基盤の創出等に貢献するものであり、公共性･公益性が極めて高い。 ○森林の多面的機能の発揮により安全、安心かつ快適な生活環境の保全が図られることから、研究所の事務･事業の確実な実施は国民に利益をもたらす。 ○京都議定書の履行に必要な科学的、国際的検証のためのデータの提供及び算定手法の開発等を行うことにより、我が国の国際的な信頼の維持に貢献している。 ○研究所の事務･事業は、前述のとおり公共性･公益性が高く、また、収穫に長期を要する林木を対象としていることから投資リスクが高く、投資の対象として考えられない。 ○林木遺伝資源の収集･保存等には広大な事業用地等とその維持･管理に大きな投資が必要である。

見直しの基本的考え方

【事務・事業及び組織の見直し】

組織面の見直し

- 緑資源機構の事務・事業（海外農業開発関連業務を除く）を引き継ぐ
- 気象条件に応じた種苗生産及び林木遺伝資源の保存等のために配置している4増殖保存園の要員配置の見直し
- 林業技術の実証試験や森林における水流出モニタリング等を実施している93のフィールド試験のうち一定の成果が得られた箇所等の3割減の前倒し
- 林業研究開発推進ブロック会議等を通じた、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進と課題設定における役割分担の徹底
- 研究課題の重点化に向けた点検を実施(平成20年度)

【運営の徹底した効率化】

随意契約の見直し

- 随意契約の限度額の見直し　(500万円→250万円、H19.10.1実施)
- 入札監視委員会の設置

【自主性・自律性の確保】

適切な業務運営の体制整備

- コンプライアンス委員会の設置

自己収入の増大等による財源措置

- 試験・研究等の成果・普及に関する対価徴収　（出版物の販売）

【事務・事業の類型別の視点】

マネージメントの充実

- 外部評価等の充実
  (統合した林木育種センター等について外部評価を新たに導入、法人の研究開発等業務について有識者の助言を得る。)